

汚染土壌処理施設の維持管理に関する基準

平成 22 年 4 月 1 日制定

第 1 趣旨

この基準は、「千葉市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱」（以下、「指導要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定により、汚染土壌処理施設の維持管理に関し、必要な事項を定める。

第 2 定義

この基準における用語の定義は、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）（以下「法」という。）、土壌汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号）その他の関係法令に定めるもののほか、指導要綱第 2 条に定めるところによる。

第 3 基準の遵守

事業計画者は、汚染土壌処理施設の設置等に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

1 汚染土壌処理施設に関する事項（埋立処理施設及び自然由来等土壌海面埋立施設を除く。）

（1）囲い等

ア 囲いは、みだりに人が施設内に立ち入るのを防止できるようにしておくこと。

イ 囲い及び門扉が破損した場合は、直ちに補修すること。

ウ 門扉は、1 日の作業終了後は閉鎖し、施錠すること。

（2）表示等

ア 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。

イ 立札等が破損した場合は、直ちに補修すること。

（3）火災の発生防止

消火器その他の消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力を発揮できるように点検整備を行うこと。

（4）害虫等の発生の防止

蚊、ハエ等の発生の防止に努め、敷地内の清潔を保持すること。

（5）定期的な点検、機能検査

施設の正常な機能を維持するために、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。

（6）雨水の流入等の防止

施設内に外部から雨水が流入しないよう必要な措置を講ずるとともに、敷地内の雨水が適切に排水されるよう点検を行うこと。

(7) 事故の防止

事故の発生を防止するため、常に巡回監視及び点検等を実施し、特に地震、台風、大雨等の際には場内を巡回監視し、汚染土壌の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には、必要な措置を講ずることにより事故等の発生を未然に防止すること。

(8) 異常事態の対応

ア 汚染土壌が施設から流出するなど、異常な状態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した汚染土壌の回収その他生活環境の保全上、必要な措置を講ずること。

イ 異常な事態が生じたときは、直ちに関係所管官庁等に連絡するとともに、協議を行うこと。

(9) 使用道路

ア 搬入車両等が使用する道路（以下、「使用道路」という。）が、通学路として使用されている場合は、交通整理員を配置する等安全の確保を図ること。

イ 使用道路が、道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じ、安全な確保を図ること。

ウ 使用道路は、常に清掃を行い清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修等を行うこと。

(10) 汚染土壌の受入れ時の確認

ア 搬入される汚染土壌について、処理できる性状のものか管理票等により、性状及び量等を確認すること。

イ 受入れる汚染土壌の特定有害物質による汚染状態が、管理票と相違ないか必要に応じ分析を行うこと。

(11) 周辺地域への配慮

汚染土壌処理施設の維持管理に当たっては、周辺地域の生活環境の保全及び推進に配慮すること。

(12) 許可条件の遵守

許可に当たり生活環境の保全上、必要な条件が付されているときは、これを遵守すること。

2 埋立処理施設及び自然由来等土壌海面埋立施設に関する事項

「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」で規定する「廃棄物処理施設の構造に関する基準」の第4．最終処分場の構造に関する基準を準用する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年11月1日から施行する。